

御注大臣の長御 御院任業員一人の割合加入  
 際より御注大臣の陣内大臣より金口銀口長官より取  
 御の最長より一上より一連議事あり長官より一上より  
 ありたりトテ長官附紙トナリ長官ハ下台ニテ研究スレト  
 一リ見掛振付ナリ

任業員御側より十日午前及び午後武田才二集会ニ於て  
 御院御の能く徒ノ解決ノ遂行ニシテ下台ニ於て然誠意ナリ証  
 據ナルコトヲ祈禱スル也戦術ニ於て入レトテ十日  
 ナルハ分念見目道ニ毎夜任業員御の王名ニ隨長ノ御守を  
 ナル内ニ至キニ三回分位任業員ノ分能一蹴蹴ナリ退ヘシ

(Faint, mostly illegible handwritten text, likely bleed-through from the reverse side of the page)